

事例1「わいせつ行為」

事案の概要

A教諭は、市内のホテルにおいて、性風俗店から派遣された女性が18歳未満と知りながら、現金を渡していかかわしい行為を行った。約5か月後、警察官が勤務校を訪れ、校長に事件の概要を説明し、職員室内の本人の机等を搜索した。本人は同日、児童買春・児童ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕された。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔事件による影響等〕

（逮捕当日）

- ・勤務校や市教委，県教委へ新聞・テレビ各社からの取材が殺到，翌日にかけてテレビニュース，新聞で実名報道された。
- ・午後，全校児童に事件を説明後下校させ，夜，全校規模の保護者説明会を開催した。保護者からは「早く平常の学校生活に戻れるよう全教職員で取り組んでほしい。」「いったい子どもにどのように説明したらいいのか。」などの要望や厳しい意見が出された。

（逮捕翌日）

- ・前日に引き続き，全校規模の保護者説明会を開催した。
- ・教育委員会はスクールカウンセラーの配置を決定した。
- ・緊急校長会が開催され，服務規律について徹底が図られた。

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「雑誌などを見て，興味を持っていた。（性風俗店を利用することは）だれでもやっていることだと思っていた。」

（逮捕されて）

「教員，社会人として間違っただけで許されないことをしてしまった。家族にも子どもたちにも合わせる顔がありません。」

「担任している子どもたちの悲しむ顔が目につかび，眠れませんでした・・・。」

〔ポイント〕

法令遵守は当然ですが，それに加え教職員にはどのようなことが求められているでしょうか。

教育に携わる公務員として，児童生徒や保護者，住民からの信頼を裏切らないようにするためには，平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（2）児童生徒以外に対するわいせつな行為等

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし，又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は，免職又は停職とする。

イ わいせつな行為を行った職員（アを除く。）は，免職，停職又は減給とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で，セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は，停職又は減給とする。ただし，特に悪質な場合は，免職又は停職とする。

エ 相手の意に反することを認識の上で，セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は，減給又は戒告とする。

事例2「わいせつ行為」

事案の概要

B教諭は、進路指導をしていた女子生徒と携帯電話のメールで連絡を取り合うようになり、飲食をさせたり衣服等を買って与えたりするなどして関係を深めていった。当該女子生徒が進路先として強い興味を持っていた分野の企業を見学に行こうなどと言って旅行に誘い出し、旅行先で生徒と飲酒をした上、ホテルにおいて、同室に宿泊した生徒に対し、その意に反してわいせつな行為を行った。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔事件による影響等〕

- ・懲戒処分発表後、勤務校や県教委へ新聞・テレビ各社からの取材が殺到し、翌日にかけてテレビニュースや新聞で実名報道された。
- ・B教諭は、校長とともに何度も保護者に謝罪を行ったが、理解は得られなかった。

〔被害者の心情等〕

「同室に宿泊することを当日になって知り、当初は困惑したが、相手が信頼している先生だったから大丈夫だと思っていた。」

「抵抗したのに、執拗にわいせつな行為をされ、激しく恐怖を感じた。」

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「生徒に対し、好奇心や下心があった。生徒も自分に気があると思っていた。」

「携帯電話のメールで連絡を取り合っており、他人には絶対に見つからないと思っていた。」

（事案の後）

「翌日からメールの受信を拒否されたことから、生徒にショックを与えたのではないかという気持ちになり、発覚することを覚悟した。」

「お互い了解し合っていると勘違いし、心が浮ついてしまった。実名報道され、妻や娘にもいたたまれない思いをさせてしまった。ここまでのことになるとは・・・。」

〔ポイント〕

児童生徒や保護者とメール交換をしている状況はありませんか。

児童生徒や保護者と必要以上に個人的な接触を持っている状況はありませんか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（1）児童生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

事例3「セクシュアル・ハラスメント」

事案の概要

C教諭は、放課後、校内の図書室において、勉強をしていた女子生徒と二人きりの状態となった際、当該女子生徒に話しかけ、携帯電話の番号を聞き、一緒に食事に行こうと誘った。また、その際、手を握ったり、首筋や耳に触ったり、さらに後ろから抱き付くなどした。

〔処分内容〕

停職1月（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止） 処分後に辞職を承認

〔事件による影響等〕

- ・懲戒処分発表後、県教委へ新聞・テレビ各社からの取材が殺到し、翌日にかけてテレビニュースや新聞で報道された。
- ・C教諭は、校長とともに、数回、保護者に謝罪を行った。その際、保護者から「教諭の行動は許すことができない。厳罰にしてほしい。学校にいてもらっては困る。」等の厳しい言葉が浴びせられた。

〔被害者の心情等〕

「最初は、進路について心配してくれているのだと思っていた。」

「次第に別の話になっていき、触られたり、抱きつかれたりしたときは恐ろしかった。しかし、相手が先生だったので、嫌だとは言えなかった。」

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「会話をしているうちに、親しみを覚え、次第に恋愛感情を持つようになった。」

「拒否するような素振りがなかったので、勝手に自分の中だけで次第にエスカレートし、抱きついたりしてしまった。」

（事案の後）

「大変なことをして申し訳ないと思っている。被害生徒、保護者に心からお詫びしたい。」

「図書室に二人きりという状況もあり、衝動的に行動してしまった。」

「学校の名誉を著しく傷つけてしまった。」

「もう学校には居られない。生徒や同僚に会うのが恥ずかしい。辞めなければならないという思いである。妻には何と伝えたらいいのか・・・。」

〔ポイント〕

児童生徒と閉じた室内の中で、1対1となるような状況はありませんか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（1）児童生徒に対するわいせつな行為等

ア 児童生徒に対してわいせつな行為を行った職員は、免職とする。

イ 児童生徒に対してセクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。ただし、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を執拗に繰り返すなど、特に悪質な場合は、免職とする。

事例4「セクシュアル・ハラスメント」

事案の概要

D教諭は、勤務校内の懇親会后、同僚を送って帰る途中、体を触ったり、無理やりキスをした。

〔処分内容〕

停職1月（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔事件による影響等〕

- ・懲戒処分発表後、県教委に新聞・テレビ各社からの取材が殺到し、翌日にかけてテレビニュースや新聞で報道された。
- ・校内でのセクシュアル・ハラスメントの研修が行われた。

〔被害者の心情等〕

「一緒に帰りたくなかったが、帰る方向が一緒だったので、誘いを断りきれなかった。」

「触られた時は驚き、同時に嫌悪感を抱いたが、普段分からないことを指導してもらっている関係なので、拒否できなかった。声も出なかった。」

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「ちょっとした軽い気持ちだった。勝手にいいムードだと思い込んでいた。」

（事案の後）

「被害者には、大変申し訳ないことをした。学校で姿を見るたびにすまないと反省し、恥ずかしくて身の縮む思いをしている。」

「学校や生徒に大変な迷惑をかけてしまった。」

「自分の家族にも、悲しく辛い思いをさせてしまった。」

〔ポイント〕

性に関する受け止め方には個人や男女間で差があることを十分認識せずに不必要・不用意な言動を取ったり、職場における優越的地位を不当に利用し、性的な言動を取る状況はありませんか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

2 わいせつな行為等

（2）児童生徒以外に対するわいせつな行為等

ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

イ わいせつな行為を行った職員（アを除く。）は、免職、停職又は減給とする。

ウ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を繰り返した職員は、停職又は減給とする。ただし、特に悪質な場合は、免職又は停職とする。

エ 相手の意に反することを認識の上で、セクシュアル・ハラスメントに該当する行為を行った職員は、減給又は戒告とする。

事例5「飲酒運転」

事案の概要

E教諭は、勤務終了後、夕食をとるため、自家用車で飲食店へ行った。食事の際、ジョッキでビールを2杯飲んだ後、自家用車で帰宅する途中、パトカーの制止を受けた。飲酒検知の結果、呼気1リットル中0.15ミリグラム以上のアルコールが検出されたため、酒気帯び運転の現行犯で逮捕、留置され、逮捕の翌々日に釈放された。

〔処分内容〕

停職2月（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止） 処分後に辞職を承認
（ 刑事処分 - 罰金30万円，行政処分 - 減点12点，免許停止60日間 ）

〔事件による影響等〕

- ・逮捕後、警察が実名を公表したため、勤務校や市教委、県教委へ新聞・テレビ各社からの取材が殺到し、翌日にかけてテレビニュースや新聞で実名報道された。
- ・全校保護者説明会を開催し、E教諭は、校長とともに謝罪した。
- ・教育委員会は臨時校長会を開き、服務規律の徹底を図るとともに、交通法規の遵守を指導した。
- ・当該校では、逮捕の翌日、全校集会を開き、児童に事情の報告を行った。中には泣き出す子どもたちもいた。
- ・保護者や地域から、「ルールを守ることを教える立場の先生がルールを守らないのでは教育にならないのではないか。」といった痛烈な批判が学校と市教委に寄せられた。

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「捕まったら大変なことになるが、家まで10分程度であり、すぐに脇道に入るので大丈夫だと思った。」

（パトカーの制止を受けて）

「これは大変なことになったと思った。」

（逮捕されて）

「子どもたちや関係者の信頼を裏切ったこと、事の重大さに胸が引き裂かれる思いです……。」

〔ポイント〕

近年なぜ飲酒運転に対する厳罰化が行われたのでしょうか。

職員による飲酒運転を絶対起こさせないために、職場でどのような取組みが考えられますか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

5 交通事故・交通法規違反関係

（1）飲酒運転での交通事故・交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、免職とする。

イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

ウ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

（2）飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

事例6「飲酒運転」

事案の概要

F教諭は、居酒屋で行われた学校行事の反省会で飲酒した後、飲酒運転となることを認識しつつ車を運転し、対向車線にはみ出して、普通乗用車と正面衝突した。その衝突で、相手側車両に乗車していた人に骨折等の重傷を負わせ、自らも重傷を負った。

〔処分内容〕

懲戒免職（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

（ 刑事処分 - 罰金50万円，行政処分 - 減点19点，免許取消し（欠格期間1年） ）

〔事件による影響等〕

- ・学校において、マスコミへの記者会見が行われた。
- ・懲戒処分発表後、勤務校や県教委へ新聞・テレビ各社からの取材が殺到し、翌日にかけてテレビニュースや新聞で実名報道された
- ・当該校の校長は、終業式に生徒へ事件の概要の報告を行った。
- ・当該校の校長は、臨時保護者会において、保護者に対して事件の概要を報告した。本人や学校の対応等に対して厳しい意見や質問が出された。

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「飲み会の前までは、家族に迎えに来てもらう予定であった。飲んだ後、帰る際に、家族に電話をしたがつながらなかったため、面倒になり自分で車を運転して帰った。」

「同僚から、どうやって帰るのかと聞かれたので、その場では代行運転を頼むと答えたが、まあ大丈夫だろうと思い、飲酒運転になることを承知の上で車を運転して帰ることにした。」

（事案の後）

「自分の両親が、入院中の自分に代わり、被害者に謝罪したと聞いた。被害者や両親に対して、本当にすまない気持ちでいっぱいである。」

「生徒に対しては、授業や部活においてルールを守ることを厳しく教えていた。自分がこんなことをして、信頼してくれた生徒の心を傷つけてしまった。心から謝りたい。」

「一緒にいた同僚にも、今回の事で大変迷惑をかけてしまった。申し訳ないと思っている。」

「小さいころからの夢であった教師を、辞めなければならない。教員免許を失い、もう二度と教壇に立つこともできない。」

「今度の生活や将来をどのようにすればよいか途方にくれている・・・。」

〔ポイント〕

この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

職員による飲酒運転を絶対起こさせないために、職場でどのような取組みが考えられますか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

5 交通事故・交通法規違反関係

（1）飲酒運転での交通事故・交通法規違反

ア 酒酔い運転をした職員は、事故の有無にかかわらず、免職とする。

イ 酒気帯び運転で人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職とする。

ウ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、措置義務違反をした職員は、免職とする。

（2）飲酒運転の同乗者等

飲酒運転をしていることを知りながら同乗し、又は運転することを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職とする。

事例7「体罰」

事案の概要

G教諭は、問題行動を起こした男子生徒の指導に際して、頭を拳で叩いたり頬を平手打ちしたり足を蹴る行為を行い、加療約14日間を要する傷害を負わせ、「戒告」処分を受けたにもかかわらず、翌年、授業中に怠惰な態度をとっていた男子生徒に対し、平手打ちを行ったり蹴ったりするなどの体罰を行い、加療約7日間を要する顔面挫傷等の傷害を負わせた。

〔処分内容〕

減給1/10, 1月（地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔事件による影響等〕

- ・処分公表後、教育委員会や勤務校に新聞6社から取材があり、翌朝、新聞報道された。
- ・傷害を負った男子生徒は、その後数日間、学校を休んだ。

〔被害者の心情等〕

「G先生は、自分のことが憎くてやったとしか思えない。G先生とは関わりたくない。学校には行きたいし卒業もしたいが、G先生がいる限り学校には行かない。」

「(保護者)こんな先生がいることで、今後の人生が不安である。本人が安心して学校に行けるようにしてほしい。」

「(保護者)G先生は、暴力で高圧的に生徒を服従させていたのではないか。G先生は、以前にも体罰を起こしていると聞いている。信用できない。」

〔当該者の心情等〕

(事案発生時)

「授業中の怠惰な態度について、強い指導を行うつもりであった。」

(事案の後)

「自分の行為によって傷つけてしまった生徒のために、今の自分に何ができるのか真摯に考えている。」

「前回、体罰を行い反省していると思っていたが、反省できていなかった。」

〔ポイント〕

この事案が発生した要因にはどのようなことが考えられますか。

体罰の禁止についてはどのように定められていますか。

職員による体罰を起こさないために、日ごろからどんなことに気をつければよいでしょうか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

(12) 体罰

ア 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

事例8「体罰」

事案の概要

H教諭は、校内において部活動の指導中、部員がダラダラとしゃべりながら練習をしていたことを腹立たしく感じ、同部主将の男子生徒の頬を平手打ちし、この生徒に鼓膜損傷による全治1か月の傷害を負わせた。

〔処分内容〕

戒告（地方公務員法第32条 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）
（地方公務員法第33条 信用失墜行為の禁止）

〔事件による影響等〕

- ・処分公表後、勤務校に新聞4社から取材があり、翌朝、新聞報道された。
- ・保護者から学校に対し、部活動の指導方針について不信の声が複数届いた。
- ・保護者説明会を実施し、H教諭は、校長とともに謝罪した。

〔当該者の心情等〕

（事案発生時）

「体罰について、甘く考えていました。部を強くしたいという思いがあれば、部活動での体罰はある程度必要であるという思いがあり、許されると考えていました。」

（事案の後）

「今は、体罰が必要だと思っていたことは間違いだと気づきました。」

「生徒への指導に当たっては、体罰ではなく、教員と部員がそれぞれの思いを出し合い、意見の食い違いを修復し、その上で、教員として自分の意思を部員にしっかり伝えていくことが必要だと思います。」

〔ポイント〕

この事案が発生した要因には、どのようなことが考えられますか。

教職員としての冷静さ、自己抑制力、遵法意識を十分持ち合わせていますか。

毅然とした指導と体罰をはき違えていませんか。

児童生徒や保護者に信頼されているから体罰も許されると考えていませんか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

1 一般服務関係

（12）体罰

ア 体罰により、児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る負傷を与えた職員は、免職とする。

イ 体罰により、児童生徒に負傷を与えた職員は、体罰の形態を考慮し、停職、減給又は戒告とする。また、負傷がない場合であっても、体罰の形態によっては同様とする。

事例9「個人情報の紛失」

事案の概要

I教諭は、職員室でパソコンに生徒200人分のテストの成績を入力し、その入力データを自分のUSBメモリスティックにも保存しバックに入れ、校長の許可なく持ち帰った。

翌朝、学校でバックに入れたはずのUSBメモリスティックを探したが、見つからなかった。

自宅に忘れたものと思い、帰宅し、心当たりの場所を何度も探したがやはり見つからなかった。

1週間後、校長に生徒の成績を入力したUSBメモリスティックをなくしたことを報告するとともに、警察に紛失届を提出した。

紛失したUSBメモリスティックは、その後も見つかっていない。

〔処分内容〕

行政措置（文書による訓告）

〔事件による影響〕

- ・全教職員で職員室や気づいた場所を探した。
- ・学校は説明のため、臨時保護者会を開催した。保護者からは「成績の入ったものをどんな管理をしていたのか。」「どう責任をとるのか。」等の厳しい追及があった。
- ・報告を受けた市教委は臨時校長会を開き、個人情報保護について指導した。
- ・I教諭は、校長とともに生徒宅を訪れ、謝罪した。

〔当該者の心情等〕

（事案に至るまで）

「個人情報を持ち出す場合は校長の許可が必要であることは知っていたが、これまでも許可を得ずに持ち帰ることが当たり前であったし、まさかそういうものをなくすわけではないと思っていた。」

（事案の後）

「まさか、なくなるわけではないのに、どこにいったんだ。パスワードもかけていないし、大変なことになった。」

「生徒の成績が外部に漏れたらどうしよう。生徒や保護者にどう釈明すればいいのだろう。」

〔ポイント〕

この事案が発生した要因にはどのようなことが考えられますか。

個人情報を保護するために、あなたの職場ではどのようなシステムをとっていますか。

Winny（ウィニー）など個人情報の漏洩につながるファイル交換ソフトをパソコンにインストールしていませんか。

教育に携わる公務員として、児童生徒や保護者、住民からの信頼を裏切らないようにするためには、平素からどのようなことに気をつけておくべきでしょうか。

懲戒処分の指針

（個人情報の紛失については標準例なし）

標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。（懲戒処分の指針 第1 基本事項）

懲戒処分と給与

懲戒処分は、昇給、期末・勤勉手当、退職手当のすべてに影響します。

免職の場合には、退職手当は支給されません。

平成19年8月1日に懲戒処分を受けた場合、定年で退職するまでの損失額（試算）は次のとおりとなります。

35歳・教諭の場合

《例》平成19年8月時点で、給料表が教育職（二）2-50である35歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

戒告	約 200万円
減給1/10 3月	約 400万円
停職6月	約 700万円
免職	以後の給与・退職手当等は一切支給されない。

45歳・教諭の場合

《例》平成19年8月時点で、給料表が教育職（二）2-90である45歳教諭（地域手当・扶養手当・住居手当なし）の場合

戒告	約 25万円
減給1/10 3月	約 110万円
停職6月	約 500万円
免職	以後の給与・退職手当等は一切支給されない。

不祥事未然防止のためのチェックポイント

〔わいせつ行為・セクシュアルハラスメント〕

1	自分が教育公務員であるという自覚を常に持っていますか。	
2	児童生徒に指導する際、つい身体に触れることがありますか。	
3	児童生徒と二人きりになる場面が目立ちませんか。	
4	特定の児童生徒を特別扱いしていませんか。	
5	児童生徒や保護者と携帯メールでのやり取りをしていませんか。	
6	児童生徒からの相談を受ける体制がありますか。	
7	職場で男女の噂が立つようなことはありませんか。	
8	軽い気持ちで性的な話題を持ち出すことはありませんか。	
9	酒の席で女性をそばに無理やり座らせたり、デュエットを強要したりすることはありませんか。	
10	この程度のことは相手も許容するだろうという思い込みをしていませんか。	

〔飲酒運転〕

1	交通違反で減点処分を受けるのは運が悪かったと思っていませんか。	
2	飲まないつもりで酒の席に車で行くことはありませんか。	
3	車で来ている人に軽い気持ちで酒を勧めることはありませんか。	
4	飲まないつもりが勧められて断りきれずに飲んでしまうことはありませんか。	
5	車で帰るからといいながら、乾杯で一口だけ飲むことはありませんか。	
6	ほんの1杯だから大丈夫、すぐ近くだから大丈夫と思っていませんか。	
7	飲んでも何時間かすれば大丈夫だと思っていませんか。	
8	同僚が車で帰るかもしれない思いながらも、他人事としてそのままにすることはありますか。	
9	飲酒しても自転車ならば乗っても大丈夫と思っていませんか。	
10	深酒をしても一晩寝れば酒は抜けると思っていませんか。	

〔体罰〕

1	児童生徒の言動に思わず感情的になることはありませんか。	
2	児童生徒の思いを聞かずに頭ごなしに叱ることはありませんか。	
3	児童生徒の言動や態度の背景を踏まえて指導に当たっていますか。	
4	児童生徒を指導する際、怒鳴ったり、威圧的な態度で接していませんか。	
5	児童生徒を一方的に自分の方針に従わせようとする傾向がありませんか。	
6	時と場合によっては体罰を行うこともやむを得ないと思っていませんか。	
7	児童生徒や保護者と人間関係ができていれば、体罰も許されると思っていませんか。	
8	「先生はよく殴る」という声を児童生徒から聞いていませんか。	
9	生徒指導を一部の教職員に任せている状況はありませんか。	
10	校内に生徒指導上の課題を教職員で共有し、連携して取り組む体制がありますか。	

〔個人情報〕

1	個人情報が入った電子ファイル等を所属長の許可を得ず自宅に持ち帰っていませんか。	
2	個人情報が入った電子ファイルにアクセス制限措置（パスワードの設定など）を行っていますか。	
3	個人情報が入った電子ファイルを自宅のパソコン内に保存して使用していませんか。	
4	バッグやノートパソコンなどを車内に置いたまま車を離れることはありませんか。	
5	USBメモリスティックなどの媒体を机上に無造作に放置していませんか。	
6	個人情報をパソコン画面に表示したり，机上に放置したりしたまま席を離れることはありませんか。	
7	コピー機やプリンタに個人情報が記載されている書類を印刷したまま放置していませんか。	
8	Winny（ウィニー）などの個人情報の漏洩につながるファイル交換ソフトをパソコンにインストールしていませんか。	
9	机上に書類が散乱していることはありませんか。	
10	整理が悪く，よく物を探していませんか。	
11	飲食店等部外者がいる場所で学校や児童生徒や保護者のことを話すことはありませんか。	

お互いの言動を指摘し合える職場環境，人間関係が構築されていますか。

関係法令

地方公務員法

(法令等及び上司の職務上の命令に従う義務)

第三十二条 職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第三十三条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第三十四条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除く外、拒むことができない。

(職務に専念する義務)

第三十五条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

(政治的行為の制限)

第三十六条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもつて、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域(当該職員が都道府県の支庁若しくは地方事務所又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区に勤務する者であるときは、当該支庁若しくは地方事務所又は区の所管区域)外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。(以下略)

(争議行為等の禁止)

第三十七条 職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

2 職員で前項の規定に違反する行為をしたものは、その行為の開始とともに、地方公共団体に対し、法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に基いて保有する任命上又は雇用上の権利をもつて対抗することができなくなるものとする。

(営利企業等の従事制限)

第三十八条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

2 人事委員会は、人事委員会規則により前項の場合における任命権者の許可の基準を定めることができる。

学校教育法

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

道路交通法

(酒気帯び運転等の禁止)

第六十五条 何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

2 何人も、前項の規定に違反して車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

第百十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六十五条(酒気帯び運転等の禁止)第一項の規定に違反して車両等を運転した者で、その運転をした場合において酒に酔つた状態(アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。以下同じ。)にあつたもの(以下略)

第一百七十七条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第六十五条（酒気帯び運転等の禁止）第一項の規定に違反して車両等（軽車両を除く。）を運転した者で、その運転をした場合において身体に政令で定める程度以上にアルコールを保有する状態にあつたもの

刑法

（公然わいせつ）

第七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（強制わいせつ）

第七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（過失傷害）

第二百九条 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

（過失致死）

第二百十条 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。

（業務上過失致死傷等）

第二百十一条 業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。

2 自動車運転して前項前段の罪を犯した者は、傷害が軽いときは、情状により、その刑を免除することができる。

（傷害）

第二百四条 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（傷害致死）

第二百五条 身体を傷害し、よって人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。

（暴行）

第二百八条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（危険運転致死傷）

第二百八条の二 アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で四輪以上の自動車を走行させ、よって、人を負傷させた者は十五年以下の懲役に処し、人を死亡させた者は一年以上の有期懲役に処する。その進行を制御することが困難な高速度で、又はその進行を制御する技能を有しないで四輪以上の自動車を走行させ、よって人を死傷させた者も、同様とする。

民法

（不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

（定義）

第二条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「児童買春」とは、次の各号に掲げる者に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等（性交若しくは性交類似行為をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等（性器、肛門又は乳首をいう。以下同じ。）を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることをいう。以下同じ。）をすることをいう。

一 児童

- 二 児童に対する性交等の周旋をした者
 - 三 児童の保護者（親権を行う者，未成年後見人その他の者で，児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）又は児童をその支配下に置いている者
- 3 この法律において「児童ポルノ」とは，写真，電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）に係る記録媒体その他の物であって，次の各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものをいう。
- 一 児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態
 - 二 他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
 - 三 衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの
（児童買春）
- 第四条 児童買春をした者は，五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

広島県青少年健全育成条例

（淫行及びわいせつ行為の禁止）

第三十九条 何人も，青少年に対し，淫いん行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も，青少年に対し，前項の行為を教え，又は見せてはならない。

（罰則）

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は，一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十八条の九第一項又は第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十九条第一項の規定に違反した者